平成19年 第1回 能登町議会臨時会 会期日程表

平成19年5月

会	期	1	日	曜	開議時刻	摘 要	
第			17日	木	午前11時00分	開会	
						会議録署名議員の指名	
						会期の決定	
	1	日				諸 般 の 報 告	
	1					議 案 上 程	
						提 案 理 由 の 説 明	
						質 疑 · 討 論 · 採 決	
						閉 会	

開 会(午前11時43分)

開会・開議

議長 (新平悠紀夫)

ただいまから、平成19年第1回能登町議会臨時会を開会します。ただいまの出席議員数は19人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。あらかじめ、本日の会議時間を延長いたしておきます。

会議録署名議員の指名

議長 (新平悠紀夫)

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則 第119条の規定によって、7番奥野清君、8番志幸松栄君を指名いたします。

会期の決定

議長 (新平悠紀夫)

日程第2「会期の決定」の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

諸般の報告

議長 (新平悠紀夫)

日程第3「諸般の報告」を行います。

5月2日、菊田俊夫君から一身上の都合により、議会運営委員長を辞任したいとの申し出があり、5月11日の委員会において承認され、新たに大谷内義一君が議会運営委員長に互選されましたので、ご報告いたします。

次に、去る4月11日、金沢で開催されました石川県町村議会議長会定期総会において、自治功労議員として全国町村議会議長会表彰の30年以上在職者として、山本研前議員が、また15年以上在職者として、山岸昭夫、小路礼一

郎、田高宗男前議員及び、多田喜一郎議員、石井良明議員に、表彰状の伝達がなされ、優良町村議会として当町議会も表彰されました。また、鶴野幸一郎議員、鍛治谷眞一議員、山本一朗議員、宮田勝三議員が県町村議会議長会表彰の11年以上在職者として受賞されましたので、ご報告申し上げます。

誠におめでとうございました。

また、地方自治法第121条の規定により、本臨時会に説明員の出席を求めたところ、説明員として本日の会議に出席している者の職・氏名は、別紙の説明員名簿として、お手元に配布いたしましたのでご了承お願いいたします。

これで、諸般の報告を終わります。

報告第2号~報告第8号

議長(新平悠紀夫)

日程第4 報告第1号 「平成18年度能登町一般会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて」から、日程第19 報告第16号 「能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例にかかる専決処分の承認を求めることについて」までの16件を一括議題といたします。町長から提案理由の説明を求めます。

町長持木一茂君

提案理由の説明

町長 (持木一茂)

おはようございます。

本日ここに、平成19年第1回能登町議会臨時会を招集いたしましたところ、 議員各位にはご多用の折にもかかわらずご出席賜り、誠にありがとうございま す。

本日提案いたしております、議案の提案理由をご説明する前に、この度の能登半島地震により被害を受けられました町民の方々をはじめ、被災者の皆さま方に対し、衷心よりお見舞いを申し上げるとともに、一刻も早いご回復を願い、町としましても復興に全力を傾注して行きます。

それでは、まず初めに、地震による被害状況についてご説明いたします。

3月25日午前9時42分ごろ、能登半島沖を震源地とする強い地震が発生 し、気象庁の発表では地震の規模がマグニチュード6.9を記録いたしました。 輪島市、穴水町で震度6強を、能登町も震度6弱から5弱という観測史上例のない激しい揺れを体験し、まさに、例外のない動く大地の上に、私たちが住んでいることを認識させられました。

ほんの一瞬の揺れが家屋を押しつぶし、道路を陥没させるなど、能登地区は「地震が少ない」という神話を根こそぎ吹き飛ばし、地震は決して他人事ではないことを、身にしみて思い知らされました。

地震の規模からして能登町内の人的被害が少なかったことは、不幸中の幸いでしたが、住宅被害、崖崩れ、道路の崩壊、港湾・漁港及び学校施設等の損壊、さらには液状化現象による隆起・陥没による関連施設の重大な損傷など、町内各地で広域的かつ甚大な被害が多発しており、また農林水産業や商工業、観光産業も含め至る所に大打撃を受けております。

地震発生後、町では速やかに災害対策本部を設置して、初動体制を整えると 共に直ちに県及び関係機関と協力しながら、職員一丸となって対応にあたって 参りました。

また、風評被害という人災が心配されていますが、去る4月17日には、観光への風評被害を一掃する実行委員会が設立され、「元気宣言、能登やっぱり能登はいいぞいね」を今年度のキャッチコピーとし、県をあげて「元気な能登」を全国に発信し、早期の復興をアピールしています。

今後は公共施設等の本格復旧、被災された方々に対する支援等が大きな課題でありますが、「災い転じて福となす」というように、新しい魅力を集めて明るい元気な能登が輝きだすことを願い、被災者支援に引き続き全力を挙げて取り組み、一日も早い復興を成し遂げたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、なお一層のご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げるものでございます。

それでは、議件の説明に入らさせていただきます。

本日ご提案いたしました報告16件につきましては、地方自治法第179条 第1項の規定に基づく専決処分に係る報告についてであります。

いずれも事務執行上、地震災害の対応など緊急を要したことから専決処分としたものであり、同条第3項の規定に基づき、本日これをご報告し、承認を求めるものでございます。

諸事情をご賢察の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

報告第1号から報告第11号までは、平成18年度及び平成19年度の補正 予算であり、法の規定に基づき、専決処分を行いましたので、同条第3項の規 定により報告し、この承認を求めるものでございます。

報告第1号及び報告第2号は、本年3月25日に発生した「能登半島地震」 に関する「簡易水道施設災害」に係る応急復旧のための補正を行ったものです。 報告第1号「平成18年度能登町一般会計補正予算(第6号)」は、歳入歳出 予算の総額に、3百73万4千円を追加し、予算総額を百46億6千3百54 万円としたもので、歳出の内容は、簡易水道事業特別会計への繰出金を計上し、 歳入では、財政調整基金を取り崩して収支の均衡を図りました。

また、報告第2号「平成18年度能登町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)」は、歳入歳出予算の総額に、3百73万4千円を追加し、予算総額を5億3千2百93万6千円としたもので、歳出の内容は、簡易水道施設災害の応急復旧費の計上であります。

歳入には、一般会計からの繰入金を計上して収支の均衡を図りました。いずれも、地震発生当日の3月25日を専決処分日としておりますのでよろしくお願いいたします。

報告第3号から報告第6号までは、平成18年度の一般会計や特別会計の事業費の確定や、これに伴う地方債等の変更が主な内容であります。

報告第3号「平成18年度能登町一般会計補正予算(第7号)」は、歳入歳出 予算の総額から、8千8百44万8千円を減額し、予算総額を百45億7千5 百9万2千円としたものであります。

歳出の主な内容は、各款項目にわたり人件費の調整を行った他、第2款、「総 務費」では、「有線放送事業特別会計」への繰出金を27万9千円、「路線バス 運営補助金」を1千12万5千円、ともに減額いたしました。

第3款「民生費」では、「老人医療費適正化事業費」を72万円減額し、「老人保健特別会計」への繰出金を3千4百39万5千円減額いたしました。

また、「国民健康保険特別会計」への操出金を50万6千円減額いたしております。

第4款「衛生費」では、「奥能登クリーン組合負担金」と「珠洲市・能登町環境衛生組合負担金」を合わせて1千2百99万9千円減額し、上水道事業会計における、事業費の確定に伴い、出資金を4百20万円減額しております。

第7款「商工費」では、「中小企業経営支援緊急助成事業費」を百62万6千 円追加しました。

第8款「土木費」では、「除雪対策費」を1千7百80万円減額した他、「崎山地区県営急傾斜地崩壊対策事業」の事業完了に伴い、受益者負担金の精算金を14万9千円計上しております。

第10款「教育費」では、「能登少年自然の家給食事業」を7万7千円追加いたしました。

歳入では、「利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、国庫支 出金、県支出金、繰入金及び諸収入」を追加すると共に、「地方譲与税、地方消 費税交付金、自動車取得税交付金、地方交付税及び町債」を減額して、収支の 均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

報告第4号「平成18年度能登町有線放送事業特別会計補正予算(第3号)」は、歳入歳出予算の総額から1千47万9千円を減額し、予算総額を5億4千2百95万2千円としたものです。

内容は、事業費の確定によるものであり、「有線放送事業費」を減額すると共 に、歳入において「繰入金と町債」を減額して、収支の均衡を図りましたので 宜しくお願いいたします。

報告第5号「平成18年度能登町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)」は、歳入歳出予算の総額から、1億2千8百11万9千円を減額し、予算総額を、27億8千8百63万5千円としたものであります。

歳出の主な内容は、保険給付費等の確定によるものの他、事務事業費の調整 を行っております。

歳入において、「国庫支出金」を追加し、「国民健康保険税、療養給付費交付金、県支出金及び繰入金」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

報告第6号「平成18年度能登町老人保健特別会計補正予算(第2号)」は、 歳入歳出予算の総額から、2億5千5百70万円を減額し、予算総額を31億 7千4百15万8千円としたものです。

その内容は、医療給付費等の確定による減額であります。

歳入において、「諸収入」を追加し、「支払基金交付金、国庫支出金、県支出金及び繰入金」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

報告第7号から報告第10号までは、本年3月25日に発生した「能登半島地震」に関する、平成19年度の一般会計や特別会計の災害関連補正予算の専決処分を、年度当初の4月1日をもって行ったものであります。

報告第7号「平成19年度能登町一般会計補正予算(第1号)」は、歳入歳出 予算の総額から、8百36万円を減額し、予算総額を百34億7千9百64万 円としたものであります。

歳出の主な内容は、能登半島地震に伴う災害関連事業でありますが、各款項目にわたり、見込み以上の勧奨退職者数や人事異動等の人件費の調整を行うことにより、財源の確保を行っておりますので、よろしくお願いいたします。

第4款「衛生費」では、「浄化槽整備推進事業特別会計」への操出金を百20 万円、「災害廃棄物処理費」を9百50万円共に追加いたしました。

第6款「農林水産業費」では、「農業集落排水事業特別会計」への操出金を9 5万円追加し、第8款「土木費」では、「公共下水道事業特別会計」への操出金 を10万円追加しております。 第11款「災害復旧費」では、「農業災害復旧費」で、「農地災害復旧費、農業用施設災害復旧費、林道災害復旧費及び治山施設災害復旧費」の合計で、1千百80万円を追加し、「水産施設災害復旧費」では、「漁港災害復旧費」を、百70万円追加いたしました。

「土木施設災害復旧費」では、「道路災害復旧費、河川災害復旧費及び住宅災害復旧費」の合計で、3千万円を追加しております。

また、「文教施設災害復旧費」では、「公立学校施設災害復旧費及び社会教育施設災害復旧費」の合計で、4百60万円を計上いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

この財源として人件費の調整を行った他、歳入では第17款「繰入金」を8 百36万円減額して、収支の均衡を図りましたので、宜しくお願いいたします。

報告第8号「平成19年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」は、歳入歳出予算の総額に10万円を追加し、予算総額を9億7千2百23万4千円としたものであり、

報告第9号「平成19年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」は、歳入歳出予算の総額に95万円を追加し、予算総額を2億9千6百58万2千円としたものであります。

また、報告第10号「平成19年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正 予算(第1号)」は、歳入歳出予算の総額に、百20万円を追加し、予算総額を 4千2百24万9千円としたものであります。

いずれも、地震による施設災害の応急復旧費の計上であり、歳入には、一般 会計からの繰入金を計上して収支の均衡を図りましたのでよろしくお願いいた します。

報告第11号「平成19年度能登町一般会計補正予算(第2号)」は、歳入歳 出予算の総額に4千9百86万円を追加し、予算総額を百35億2千9百50 万円としたものであります。

その内容は、石川県の災害関連事業の予算化の要請を受けて、本年4月17 日に当町の補正予算の専決処分を行ったものであります。

歳出の、第3款「民生費」第3項第1目「災害救助費」では、「災害救助事業費や被災者再建支援事業費」を3千万円、第7款「商工費」第1目第3項「観光費」では、地震による風評被害対策のための観光キャンペーン事業費として2百36万円、第13款「諸支出金」第2項第1目「災害援助資金貸付金」に、1千7百50万円を計上いたしました。

この財源として、「県支出金、繰入金及び町債」を追加して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、専決処分5件についてご説明いたします。

報告第12号「能登町税条例の一部を改正する条例について」、及び報告第13号「能登町都市計画税条例の一部を改正する条例について」の2件につきましては、地方税法の一部を改正する法律が、平成19年3月23日に国会で可決、成立し、4月1日から施行されることに伴い、町条例中の所要の改正を3月31日付けで行ったものであります。

改正の主なものといたしましては、上場株式等の配当、譲渡益に係る軽減税率の適用期限が、1年延長されることなどで、その他法令等の改正に伴う法律の引用条文、条項の整理を行うものであります。

また、報告第14号「能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ですが、本件は国民健康保険法の一部を改正する法律が、この4月1日から施行されることに伴い、基礎課税額に係る課税限度額を、「53万円」から「56万円」に引き上げる措置がとられることから、所要の改正をさせていただくものでございます。

報告第15号「能登町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について」、及び報告第16号「能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」でございますが、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の一部改正が行われたことに伴い、それぞれの条例、条文の整理、改正を行ったものでありますので、よろしくお願いします。

以上、本臨時会に提出いたしました報告案件につきまして、その大要をご説明申し上げましたが、いずれの案件も緊急を要しましたため、やむを得ず専決処分としたものであります。

議員各位におかれましては、ご理解を賜り、ご承認をいただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

どうかよろしくお願い申し上げます。

(委員会付託の件)

議長 (新平悠紀夫)

以上で、提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。報告第1号から報告第16号までの16件については、委員会付託を省略し、全体審議といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、報告第1号から報告第16号までの16件については、委員会付託 を省略し、全体審議とすることに決定いたしました。

質 疑

議長 (新平悠紀夫)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

計 論

議長 (新平悠紀夫)

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なしの声)

議長 (新平悠紀夫)

討論なしと認めます。 これで討論を終わります。

採 決 (報告第1号~報告第11号)

議長 (新平悠紀夫)

これより採決をいたします。

報告第1号平成18年度能登町一般会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて 報告第2号平成18年度能登町簡易水道事業特別会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて 報告第3号平成18年度能登町一般会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて 報告第4号平成18年度能登町有線放送事業特別会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて 報告第5号平成18年度能登町国民

健康保険特別会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて 報告第6号平成18年度能登町老人保健特別会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて 報告第7号平成19年度能登町一般会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて 報告第8号平成19年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて 報告第9号平成19年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて 報告第10号平成19年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて 報告第11号平成19年度能登町一般会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについてまでの11件を一括採決します。

お諮りいたします。報告第1号から報告第11号までの11件は、報告のと おり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

ありがとうございました。起立全員であります。よって報告第1号、報告第2号、報告第3号、報告第4号、報告第5号、報告第6号、報告第7号、報告第8号、報告第9号、報告第10号、報告第11号は、報告のとおり承認されました。

(報告第12号~報告第16号)

議長 (新平悠紀夫)

次に、報告第12号能登町税条例の一部を改正する条例についてにかかる専決処分の承認を求めることについて 報告第13号能登町都市計画税条例の一部を改正する条例についてにかかる専決処分の承認を求めることについて 報告第14号能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてにかかる専決処分の承認を求めることについて 報告第15号能登町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてにかかる専決処分の承認を求めることについて 報告第16号能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてにかかる専決処分の承認を求めることについてまでの5件を一括採決します。

お諮りいたします。報告第12号から報告第16号までの5件は、報告のと おり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

ありがとうございました。起立全員であります。よって報告第12号、報告第13号、報告第14号、報告第15号、報告第16号は、報告のとおり承認されました。

発議第3号

議長 (新平悠紀夫)

日程第20 石岡安雄君ほか4人から提出された発議第3号 「議会議員等の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

9番石岡安雄君

提案理由の説明

9番(石岡安雄)

ただいま、上程されました発議第3号「議会議員等の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」の提案理由の説明をいたします。

この条例については、執行部において財政の安定をめざし、平成18年から20年までの3年間を集中改革期間として、常勤の特別職の期末手当を昨年度の30%から本年度より50%の削減とし、職員においても20%の削減に、55歳以上の職員の昇給停止と給料の段階的削減を追加して財政再建に向けて努力されており、我々議員も平成20年までの期末手当を20%削減して財政再建に協力すべきであり、これに提案するものであります。

また、議員の定数及び報酬、期末手当等に関する議員懇話会を設置し、今後協議することも併せて提案いたします。

つきましては、議員各位におかれましてご審議の上、ご賛同賜りますようよ ろしくお願いを申し上げます。

質 疑

議長 (新平悠紀夫)

以上で、提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

議長 (新平悠紀夫)

質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

討 論

議長 (新平悠紀夫)

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なしの声)

議長 (新平悠紀夫)

討論なしと認めます。 これで討論を終わります。

採 決

議長 (新平悠紀夫)

これから、採決を行います。この表決は、起立によって行います。

発議第3号「議会議員等の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

ありがとうございました。起立全員であります。よって発議第3号「議会議員等の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議されました議件は全部終了しました。 ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。 町長持木一茂君

町長挨拶

町長 (持木一茂)

平成19年第1回能登町議会臨時会の終わりにあたりまして、一言ご挨拶申 し上げます。

議員各位におかれましては、慎重なご審議を賜り、提出案件を承認して頂きまして誠にありがとうございます。また、「議会議員等の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正議案」を提案され、町財政への貢献をして頂きましたことを誠にありがとうございます。

3月25日の能登半島地震から、早2カ月になろうとしておりますが、輪島、 穴水と比較すると被害が少ないとはいえ、人的被害もあり、また一部損壊を含 め200件以上の世帯への被害、171件13億円を超える公共土木等の被害 がありました。

町財政を取り巻く情勢は、依然として厳しい状況ですが、今回の地震で受けた被害を一日でも早い復旧を出来るよう、議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

閉議・閉会

議長 (新平悠紀夫)

これをもちまして、平成19年第1回能登町議会臨時会を閉会いたします。 皆さんご苦労さまでした。

閉会 午後0時19分

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成19年5月17日

能登町議会議長 新 平 悠紀夫

署名議員 奥野 清

署名議員 志幸松栄